

各 位

平成 20 年 5 月 8 日

会 社 名 アールピバン株式会社
代表者名 代表取締役社長 野澤 克巳
(JASDAQ コード番号 7523)
問合せ先 管理部総務グループ 柴田 航
(TEL . 03-5159-7177)

当社社員による不祥事に関する一連の経緯及び改善措置について

平成 20 年 4 月 1 日付「当社社員による不祥事に関するお知らせ」で公表いたしました当社社員による不祥事について、社内調査委員会の最終調査内容をとりまとめましたのでご報告いたします。なお、平成 20 年 4 月 3 日付及び平成 20 年 4 月 4 日付で「当社社員による不祥事に関する中間報告について」を追加公表しております。

この度の不祥事に関しましては、投資家の皆様及び、市場関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。

記

1. 【経緯】

当社システムグループ社員 A が勤務する当社埼玉事業所において、現金仮払精算の金額が増大し、社内調査を行ったところ当該社員の関与が多く発見され、当該取引先に確認したところ領収証が偽造されたものである事が判明いたしました。その後当該社員に確認したところ、領収証による現金精算の際本人が領収証を偽造し、現金 13,155,762 円を横領した事実を認めました。その金額については、後日当該社員より全額弁済がございましたが、その後の調査におきまして、新たな横領金額 11,645,981 円が判明いたしました。その金額についても、当該社員に対し返金を求めましたが、当該社員からの返金はなく、当該社員を刑事告訴する手続きに入りましたのでご報告いたします。

2. 【社内調査の方法】

今回の不祥事の全容を解明するために、社内調査委員会を設置し、本社・埼玉事業所における現金・仮払金の出金状況の調査や横領金額の確定作業を行いました。

[社内調査委員会]

委員長	常務取締役	栗田	実
委員	取締役	野澤	二三朝
委員	内部監査室	柴田	航
委員	内部監査室	池ヶ谷	時江

社内調査委員会の調査内容及び結果について、調査の妥当性・相当性を検証するため、弁護士・社外監査役で構成される調査委員会を開催し、横領金額の確認、本社・埼玉事業所における現金・仮払金の出金状況及び特定業者間取引を中心に精査を行いました。

[調査委員会]

委員長	弁護士	根本良介氏
委員	社外監査役	木村幸二氏
委員	社外監査役	辰野守彦氏

その結果、社内調査の内容は、提示された資料の範囲内では妥当であり、刑事告訴を行い捜査機関の調査に委ねるとの判断は相当であるとの意見を調査委員会より頂いております。

3. 【調査により判明した事実】

平成 20 年 4 月 3 日に判明した事実

横領金額: 13,155,762 円

対象: 取引先とされた 4 社

期間: 平成 17 年 7 月 25 日 ~ 平成 20 年 3 月 27 日

使途: 飲食費・遊興費(資金使途は本人の供述による)

平成 20 年 4 月 21 日に判明した事実

今回判明した横領金額: 11,645,981 円

横領金額の総額: 24,801,743 円

対象: 取引先とされた 10 社

期間: 平成 17 年 7 月 25 日 ~ 平成 20 年 3 月 27 日

使途: 飲食費・遊興費(資金使途は本人の供述による)

4. 【組織的な関与】

会社はもとより、当該事業所としての組織的な関与はございませんでした。

5. 【横領金額の処理方法】

今回の横領金額の処理につきましては、平成 18 年 3 月期の横領金額 3,388,085 円及び平成 19 年 3 月期の横領金額 6,239,248 円は平成 20 年 3 月期の雑収入とし、平成 20 年 3 月期の横領金額 15,174,410 円は、販売費及び一般管理費から控除する見込みであります。

6. 【今回の不祥事の原因】

埼玉事業所において、多額の従業員仮払現金精算を認めていた事。
従業員仮払金現金精算伝票のチェック、承認体制が不完全だった事。
取引先申請書兼登録票のチェックを怠った事。

7. 【本件に関する社内の処分】

投資家、取引先、その他関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことの重大さに鑑み、経営責任及び管理責任を明確にすると共に、このような事態を二度と発生させないため下記の処分を実施いたしました。

代表取締役社長	20%減俸	2ヵ月
取締役管理本部長(当時)	20%減俸	2ヶ月
取締役管理副本部長(当時)	20%減俸	2ヵ月
経理部長(当時)	10%減俸	1ヶ月
埼玉事業所長(当時)	10%減俸	1ヶ月
業務システムグループ社員A	懲戒解雇	

8. 【改善措置】

埼玉事業所における、小口現金精算を廃止し、小口現金精算の窓口を銀座本社に一本化いたします。

従業員仮払金を原則禁止いたします。

(どうしても必要な場合は、事前に用途を明細表にして、取締役管理部長の決裁を受ける事をルール化いたします。)

近距離交通費等の小口現金精算は全て、取締役管理部長の決裁を必要とします。

取引先申請書兼登録票の無い業者取引は行わない事とします。

以 上